

議案第 20 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続を」を「市長は、市営住宅の入居決定者が決定のあった日から 10 日以内に次の各号に掲げる手続をしたときは、速やかにその入居日を指定し、入居の承認をするとともに、当該入居決定者に対しその旨を通知」に改め、同項第 1 号中「同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であって市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）」に改め、同号ただし書中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第 2 項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者又は緊急時等連絡先に対し、当該緊急時等連絡先に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができる。

第15条第2項第1号中「同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同号ただし書中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第19条第1項中「第12条第3項」を「第12条第1項」に改める。

第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第22条第1項中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に入居者としての決定を受けた者又は入居者としての地位の承継の承認を受けた者について適用し、同日前に入居者としての決定を受けた者又は入居者としての地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第13条第1項中「規則で定める」とあるのは、「市長が別に定める」とする。